(2)　第四七条第三項の規定により国債整理基金特別会計の歳入に組み入れられる借換国債の発行収入金を歳入規定に追加することとし、同特別会計の事務取扱費が全て一般会計に移管されることに伴い、当該事務取扱費を歳出規定から削除することとした。（特別会計に関する法律第四〇条関係）

(二)　財政投融資特別会計

第一七条の改正に伴い、財政投融資特別会計において発行する外貨債及び公債についても事務取扱費相当額を国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額から除き、当該金額を一般会計に繰り入れることとした。（特別会計に関する法律第六八条関係）

(三)　外国為替資金特別会計

(1)　毎会計年度の剰余金のうち、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を外国為替資金に組み入れることとするとともに、積立金を廃止することとし、これに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（特別会計に関する法律第七三条、第七五条、第七六条、第八〇条及び第八二条関係）

(2)　外国為替資金の現金に不足がある場合に、外国為替資金特別会計の余裕金を同資金に繰り替えて使用することができることとした。（特別会計に関する法律第八三条関係）

(3)　その他、外国為替資金の運営について、取引相手先に金融商品取引業者等を加える等の所要の改正を行うこととした。（特別会計に関する法律第七六条関係）

(四)　エネルギー対策特別会計

第一七条の改正に伴い、エネルギー対策特別会計において発行する交付国債についても事務取扱費相当額を国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額から除き、当該金額を一般会計に繰り入れることとした。（特別会計に関する法律第九一条の三関係）

(五)　年金特別会計

年金特別会計の福祉年金勘定を国民年金勘定に統合することとし、これに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（特別会計に関する法律第一一〇条～第一一三条、第一二〇条及び第一二一条関係）

(六)　食料安定供給特別会計

(1)　食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合するとともに、勘定区分の合理化を図るため、食料安定供給特別会計を農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分することとし、これに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（特別会計に関する法律第一二四条、第一二六条～第一三〇条、第一三二条及び第一三四条～第一三七条関係）

(2)　食料安定供給特別会計の米管理勘定、麦管理勘定及び調整勘定を食糧管理勘定として統合することとし、これに伴い、従来調整勘定に置かれていた調整資金を食糧管理勘定に移管することとした。（特別会計に関する法律第一三三条関係）

(七)　農業共済再保険特別会計

農業共済再保険特別会計を食料安定供給特別会計に統合することとし、これに伴い、農業共済再保険特別会計に係る規定を削除することとした。（特別会計に関する法律第一三八条～第一四九条関係）

(八)　漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を食料安定供給特別会計に統合することとし、これに伴い、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に係る規定を削除することとした。（特別会計に関する法律第一七二条～第一八一条関係）

(九)　社会資本整備事業特別会計

社会資本整備事業特別会計を廃止することとし、これに伴い、同会計に係る規定を削除することとした。（特別会計に関する法律第一九八条～第二〇九条関係）

(一〇)　東日本大震災復興特別会計

(1)　社会資本整備事業特別会計の廃止により、同会計において経理されていた復興事業が東日本大震災復興特別会計において経理されることに伴い、当該復興事業に係る負担金を歳入規定に追加することとした。（特別会計に関する法律第二二四条関係）

(2)　第一七条の改正に伴い、東日本大震災復興特別会計において発行する復興債についても事務取扱費相当額を国債整理基金に繰り入れるべき金額から除くこととした。（特別会計に関する法律第二二九条関係）

(二)　交付税及び譲与税配付金特別会計

交通安全対策特別交付金勘定を廃止し、交付税及び譲与税配付金特別会計における勘定区分を廃止するとともに、交通安全対策特別交付金に関する経理を同会計において行うため、所要の規定の整備を行うこととした。（特別会計に関する法律附則第二条～第四条及び第九条～第一一条関係）

(三)　自動車安全特別会計

社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い、空港整備事業等に関する経理を平成二六年四月一日から借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計において行うこととし、これに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（特別会計に関する法律附則第二五九条の三～第二五九条の六関係）

3　附則関係

この法律による改正前の特別会計に関する法律に基づく各特別会計（以下「旧特別会計」という。）の平成二五年度以前の決算等について従前の例によることとし、この法律の施行の際旧特別会計に所属する権利義務の帰属等について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二条～第一四条関係）

二　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正関係

1　本則関係（第二条関係）

旧臨時軍事費特別会計に関する歳入歳出の別途整理を取りやめることとし、これに伴い、別途整理に係る規定を削除することとした。（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律第一〇条関係）

2　附則関係（附則第一五条関係）

この法律による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律に基づく旧臨時軍事費特別会計の平成二五年度の計算書について従前の例によることとするなど、所要の経過措置を規定することとした。

三　経済基盤強化のための資金に関する法律の廃止関係（第三条関係）

経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止することとした。

四　施行期日関係（附則第一条関係）

この法律は、平成二六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二六年度の予算から適用することとした。

◇自衛隊法の一部を改正する法律（法律第七七号）

（防衛省）

1　在外邦人等の輸送（外国における緊急事態に際して自衛隊が行う在外邦人等の輸送をいう。以下同じ。）の実施に際して防衛大臣が、外務大臣と協議し、確認する事項を規定するとともに、防衛大臣は、当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者等を同乗させることができることとした。（第八四条の三第一項関係）

2　在外邦人等の輸送は、航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両により行うことができることとした。（第八四条の三第三項関係）

3　在外邦人等の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる車両の所在する場所、その管理の下に入った輸送対象者を当該輸送に用いる航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所においてその職務を行うに際し、その職務を行うに伴いその管理の下に入った者の生命又は身体の防護のための必要最小限の武器の使用ができることとした。（第九四条の五関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。
